

「シストレ24 MirrorTrader 取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更

(平成25年9月30日)

現 行	変 更 後
<p>第1条～第8条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第8条 (現行どおり)</p> <p><u>第9条 (投資顧問契約の締結)</u></p> <p><u>甲は、シストレ24を行うに際し、別途、乙との間で、乙所定の投資顧問契約 (以下「投資顧問契約」という。) を締結しなければならない。</u></p>
<p>第9条～第17条 (省 略)</p> <p>第18条 (期限の利益を喪失した場合等における決済)</p> <p>第17条第1項各号のいずれかの事由が生じた場合、乙は、事前に甲に通知することなく、甲の計算で任意に、甲のシストレ24に係る全ての未決済ポジションを決済することができるものとする。</p> <p>2 前項に基づき、乙が甲の計算でシストレ24に係る全ての取引の決済を行った結果、シストレ24は全て当然に終了するものとし、甲が乙に対して負う債務は、第19条に定める差引計算により、甲の乙に対する単一の債務となり、甲は、この債務を催告なしに直ちに支払わなければならない。</p> <p>3 第17条第2項各号のいずれかの事由が生じた場合、甲は、乙の指定する日時までに、シストレ24に係る全ての未決済ポジションを決済するものとする。</p> <p>4～5 (省 略)</p>	<p>第10条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第19条 (期限の利益を喪失した場合等における決済)</p> <p>第18条第1項各号のいずれかの事由が生じた場合、乙は、事前に甲に通知することなく、甲の計算で任意に、甲のシストレ24に係る全ての未決済ポジションを決済することができるものとする。</p> <p>2 前項に基づき、乙が甲の計算でシストレ24に係る全ての取引の決済を行った結果、シストレ24は全て当然に終了するものとし、甲が乙に対して負う債務は、<u>第20条</u>に定める差引計算により、甲の乙に対する単一の債務となり、甲は、この債務を催告なしに直ちに支払わなければならない。</p> <p>3 第18条第2項各号のいずれかの事由が生じた場合、甲は、乙の指定する日時までに、シストレ24に係る全ての未決済ポジションを決済するものとする。</p> <p>4～5 (現行どおり)</p>
<p>第19条 (差引計算)</p> <p>第17条第1項および第2項各号に定める事由その他の事由によって、甲が乙に対する債務を履行しなければならない場合、乙は、当該債務と甲の乙に対する債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができるものとする。</p> <p>2～3 (省 略)</p>	<p>第20条 (差引計算)</p> <p>第18条第1項および第2項各号に定める事由その他の事由によって、甲が乙に対する債務を履行しなければならない場合、乙は、当該債務と甲の乙に対する債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができるものとする。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p>

第20条～第24条 (省 略)

第25条 (解 約)

甲が乙に解約の申出をしたとき、本口座は解約されるものとする。

2 甲が、次の各号のいずれかに該当した場合、第2条第4項第2号の規定に該当した場合、第16条の規定に違反した場合または第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、乙から甲に解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとする。また、乙は、本口座の解約が完了するまでの間、甲の取引を制限できるものとする。

(1)～(8) (省 略)

(9) 甲が、第30条に定める本約款の変更に同意しないとき。

3～5 (省 略)

第26条 (免責事項)

(1)～(13) (省 略)

(14) 第13条に定義するロスカットが、乙の責めに帰さない事由により遅延もしくは執行されなかったことにより生じる損害。

(15)～(18) (省 略)

(新 設)

第27条～第30条 (省 略)

第31条 (クーリングオフ)

シストレ24は、取引の性格上、クーリングオフはできないものとする。

第32条 (省 略)

以 上

平成24年8月13日

第21条～第25条 (現行どおり)

第26条 (解 約)

甲が乙に解約の申出をしたとき、本口座は解約されるものとする。投資顧問契約が解除、解約、その他の理由により終了したときも同様とする。

2 甲が、次の各号のいずれかに該当した場合、第2条第4項第2号の規定に該当した場合、第17条の規定に違反した場合または第18条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、乙から甲に解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとする。また、乙は、本口座の解約が完了するまでの間、甲の取引を制限できるものとする。

(1)～(8) (現行どおり)

(9) 甲が、第31条に定める本約款の変更に同意しないとき。

3～5 (現行どおり)

第27条 (免責事項)

(1)～(13) (現行どおり)

(14) 第14条に定義するロスカットが、乙の責めに帰さない事由により遅延もしくは執行されなかったことにより生じる損害。

(15)～(18) (現行どおり)

(19) 流動性の諸事情および当該国の規制等により、乙が取扱う通貨ペアの全部または一部を廃止したことにより発生した甲の損害。

第28条～第31条 (現行どおり)

(削 除)

第32条 (現行どおり)

以 上

平成25年9月30日

